

令和2年度政策評価の事前分析表(抄)

(案)

令和2年3月
(令和2年10月一部改正)
財務省

令和2年度政策評価の事前分析表の一部変更について

政策目標1－1につきましては、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定。以下「骨太の方針2020」といいます。）において、「令和3年度予算については、概算要求期限を1か月遅らせる」とされたことを受け、測定指標の記載を一部変更しました。

政策目標5－2につきましては、「骨太の方針2020」及び「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）において「経済連携交渉」に係る記述が変更されたことを受け、取組内容の記載を一部変更しました。

令和2年10月
財 務 省

令和2年度政策評価の事前分析表について

財務省では、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」といいます。）及び財務省の「政策評価に関する基本計画」に基づき、主要な政策分野の全てについて、あらかじめ目標を設定し、政策評価を行っています。政策評価法では政策評価を実施する場合に実施計画を定めることとされていることから、財務省では、評価対象年度の開始までに実施計画を策定しています。これと併せて、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承。以下「ガイドライン」といいます。）に基づき、評価対象となる政策の目標ごとに毎年、事前分析表を作成し、公表します。

ガイドラインに基づく目標管理型の政策評価においては、目標を適切に設定することが重要であり、要するコストとともに、目的、目標（指標）、それらの達成手段、各手段がいかに目標等の実現に寄与するか等に係る事前の想定を分かりやすく重要な情報に焦点を絞った形であらかじめ整理、公表し、事後に実績を踏まえて検証していくことは、各行政機関の政策体系の一層の明確化、外部検証の促進、各行政機関の長等によるマネジメントの強化等に有効とされています。

これらの趣旨を踏まえ、令和2年度政策評価の事前分析表は、総合目標（6目標）及び政策目標（24目標。国税庁に係る政策目標（3目標）を除いています。）の30の「政策の目標」について、作成しています。

政策評価に関する情報の公表を通じて、政策の透明性を確保することにより、国民の皆様に対する説明責任を果たし、信頼される行政を目指してまいります。

令和2年3月
財 務 省

○ 政策目標 1 - 1 : 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

国家は、多岐にわたる分野で多くの活動を行っており、これらの活動に必要な資金を租税や公債などの手段により調達し、必要な分野に資金を供給しています。

経済財政状況を踏まえつつ、選択と集中の考え方により、一般会計と特別会計を合わせた歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分し、逆に重要性や必要性の低い分野、相対的な優先度の低い分野には配分しないという考えの下、財政活動全般を効率的、効果的なものとする必要があります。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政1-1-1 : 重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組

政1-1-2 : 財政に関する広報活動

関連する内閣の基本方針

- 「第201回国会 総理大臣施政方針演説」(令和2年1月20日)
- 「第201回国会 財務大臣財政演説」(令和2年1月20日)
- 「令和2年度予算編成の基本方針」(令和元年12月5日閣議決定)
- 「令和2年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(令和2年1月20日閣議決定)
- 「平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」(平成27年6月30日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)
- 「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)

施策 政1-1-1 : 重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組

取組内容

一般会計と特別会計を合わせた歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分し、逆に重要性や必要性の低い分野、相対的な優先度の低い分野には配分しないという考えの下、財政活動全般を効率的、効果的なものとします。

引き続き、予算執行調査、政策評価、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などの予算編成等への適切な活用・反映に努めます。

「経済財政運営と改革の基本方針2018」(以下「骨太の方針2018」といいます。)に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」においては、財政健全化目標として、①2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス(用語集参照)黒字化を目指す、②同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持する、ことが掲げられています。この目標達成に向けて、2019年度から2021年度の3年間について、社会保障関係費については、高齢化による増加分に相当する伸びにおさめる、非社会保障関係費については、これまでの歳出改革の取組を継続するといった歳出改革の取組方針が示されており、この方針を踏まえ、財政健全化に向けた取組を進めていきます。

上記に加えて、復興事業については、「平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」を踏まえ、被災地の復興に真に必要な事業をしっかりと実施できるよ

う取り組んでいきます。

定性的な測定指標

【主要】 政1-1-1-B-1： 予算編成における重点的な配分と財政健全化目標の達成に向けた取組の実施

(令和 2 年度目標)

一般会計と特別会計を合わせた歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分し、逆に重要性や必要性の低い分野、相対的な優先度の低い分野には配分しないという考えの下、財政活動全般を効率的、効果的なものにします。また、「骨太の方針2018」に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」においては、財政健全化目標として、①2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指す、②同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持する、ことが掲げられています。この目標達成に向けて、2019年度から2021年度の3年間について、社会保障関係費については、高齢化による増加分に相当する伸びにおさめる、非社会保障関係費については、これまでの歳出改革の取組を継続するといった歳出改革の取組方針が示されており、この方針を踏まえ、財政健全化に向けた取組を進めていきます。

(目標の設定の根拠)

予算を必要性の高い分野に重点的に配分することで、財政の効率化・質的改善を推進する必要があるためです。

政1-1-1-B-2： 予算執行調査等の予算編成等への適切な活用・反映

(令和 2 年度目標)

予算執行調査、政策評価、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などを予算編成等へ適切に活用・反映します。

(目標の設定の根拠)

財政資金の効率的・効果的な活用のため、予算の「プラン（予算編成）」・「ドゥー（予算の執行）」・「チェック（評価・検証）」・「アクション（予算への反映）」のサイクルにおける「チェック」・「アクション」機能を強化し、予算への確にフィードバックするためです。

政1-1-1-B-3： 予算編成における東日本大震災への適切な対応

(令和 2 年度目標)

復興事業については、「平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」を踏まえ、被災地の復興に真に必要な事業をしっかりと実施できるよう取り組んでいきます。

(目標の設定の根拠)

東日本大震災からの復興を迅速に進めるとともに、復興財源に対する被災地の不安を払拭するためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

○参考指標 1 「一般会計及び特別会計の歳出総額及び純計額」 【再掲（総1-1：参考指標 2）】

○参考指標 2 「一般会計歳出の構成」

(https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2020/seifuan2019/01.pdf)

○参考指標 3 「一般会計歳出概算所管別内訳」

(https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2020/seifuan2019/03.pdf)

<p>○参考指標 4 「なぜ財政は悪化したのか（歳出構造の変化①②）」 https://www.mof.go.jp/budget/fiscal_condition/related_data/201910_kanryaku.pdf</p> <p>○参考指標 5 「各予算のポイント」 https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2020/seifuan2019/index.html</p> <p>○参考指標 6 「補助金等の内訳（交付先別、主要経費別）」</p> <p>○参考指標 7 「補助金等の整理合理化状況」</p>
--

施策 政1-1-2：財政に関する広報活動

取組内容	<p>財政に関し、国民に対する説明責任を果たすとともに、国民に理解を深めてもらう観点から、積極的に広報に取り組みます。具体的には、パンフレットの作成・配布、ウェブサイトを通じた情報提供、説明会等の広報活動を行います。</p> <p>また、財政に関する迅速かつ正確な情報提供を行うため、以下の取組を行います。</p> <p>A 各府省のウェブサイトにおいて公開される概算要求書及び政策評価調書を、各府省の協力の下、財務省ウェブサイトから11月10日前後までに一元的に閲覧できるようにします。</p> <p>B 決定した予算の内容や執行状況について、広く国民全般に分かりやすい情報開示の方法を工夫し、一般会計と特別会計、当初予算と補正予算を含めた予算の全体像についても、より分かりやすく国民への情報発信を行うよう努めます。</p>
-------------	---

定量的な測定指標

政1-1-2-A-1：各府省等のウェブサイトで開催される概算要求書等の財務省ウェブサイトからの閲覧可能化	年度		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度目標値
	目標値	概算要求書等	速やかに閲覧できるようにする (平成30年度までは定性的な目標)			10月10日前後	11月10日前後
	政策評価調書				10月末日	11月10日前後	
実績値	概算要求書等	速やかに閲覧できるようにした			10月9日		
	政策評価調書				10月30日		

(出所) 主計局総務課及び司計課調

(目標値の設定の根拠)

財政に関する迅速かつ正確な情報提供を行うため、過去の実績を参考に目標値を設定しました。

定性的な測定指標

[主要] 政1-1-2-B-1：財政に関する広報活動の実施状況

(令和2年度目標)

積極的にパンフレットの作成・配布、ウェブサイトを通じた情報提供、説明会等の広報活動を実施します。

(目標の設定の根拠)

財政に関し、国民に対する説明責任を果たすとともに、国民に理解を深めてもらうためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標 ○参考指標1 「財務省ウェブサイトの予算・決算に関するページへのアクセス件数」					
政策目標に係る予算額	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度当初	令和2年度行政事業レビュー番号
(項) 財政健全化推進費	3,193,149千円	4,099,780千円	4,112,791千円	363,260千円	
(事項) 財政の効率化・質的改善の推進に必要な経費	3,193,149千円	4,099,780千円	4,112,791千円	363,260千円	
内 予算編成支援システム	3,056,145千円	3,962,183千円	3,972,283千円	(注2)	0001
内 財政に関する説明資料の拡充	4,520千円	3,996千円	7,150千円	7,700千円	行政事業レビューの対象外

(注1) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標1-1に係る予算額を記載しています。

(注2) 令和2年度当初予算額のうち「予算編成支援システム」に係る経費については、内閣所管(組織)内閣官房に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。

担当部局名	主計局(総務課、司計課、調査課、主計官、主計企画官(調整担当))	政策評価実施予定時期	令和3年6月
--------------	----------------------------------	-------------------	--------

○ 政策目標 1 - 2 : 必要な歳入の確保

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

健全な財政を確保するためには、財政需要について、原則として公債や借入金にはよらず、税収等で賄うという考え方が基本となります（非募債主義・財政法第 4 条第 1 項）。

このうち、まず税収は、内国税である租税及び印紙収入並びに輸入品に対し課される関税等から成るものです。毎年度の税制改正等の政策目的を踏まえつつ、必要な税収の確保に努めるとともに、その時点で判明している課税実績、政府経済見通しに係る諸指標等を基礎に、税目ごとに適切な見積りに努めます。また、税収の見積り等に関する情報を「租税及び印紙収入予算の説明」等や財務省ウェブサイトにおいて開示してきたところですが、今後ともこれらの方法を通じて説明責任の向上に努めていきます。

次に、税収及び公債金収入以外の国の歳入である「その他収入」（用語集参照）については、現下の極めて厳しい財政事情の下、可能な限りその確保に努めるとともに、各項目別に最近の実績等を基礎に適切な見積りを行います。

最後に、公債の発行は、歳出の重点化、節減合理化に努めてもなお財源が不足する場合に限って、やむを得ない措置として行います。

本目標は、以下に掲げる内閣の基本的方針を踏まえ、推進していきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政1-2-1：必要な歳入の確保等

関連する内閣の基本方針

- 「第201回国会 総理大臣施政方針演説」（令和 2 年 1 月 20 日）
- 「第201回国会 財務大臣財政演説」（令和 2 年 1 月 20 日）
- 「令和 2 年度予算編成の基本方針」（令和元年12月 5 日閣議決定）

施策 政1-2-1：必要な歳入の確保等

取組内容

税制改正等の政策目的を踏まえつつ、必要な税収の確保に努めるとともに、税収の見積り等に関する情報を「租税及び印紙収入予算の説明」等や財務省ウェブサイトにおいて開示する方法を通じ、国民への説明責任の向上に努めます。また「その他収入」について、現下の極めて厳しい財政事情の下、可能な限りその確保に努め、最近の実績等を基礎に適切な見積りを行います。

定性的な測定指標

[主要] 政1-2-1-B-1：必要な歳入の確保及び説明責任の向上

(令和 2 年度目標)

税制改正等の政策目的を踏まえつつ、必要な税収の確保に努めるとともに、税収の見積り等に関する情報を「租税及び印紙収入予算の説明」等や財務省ウェブサイトにおいて開示する方法を通じ、国民への説明責任の向上に努めます。また「その他収入」について、現下の極めて厳しい財政事情の下、可能な限りその確保に努め、最近の実績等を基礎に適切な見積りを行います。

(目標の設定の根拠)

必要な税収の確保に努めるとともに、税収の見積り等に関して説明責任の向上に努めるためです。また、「その他収入」についても、可能な限りその確保に努め、適切な見積りを行うためです。

今回廃止した測定指標とその理由					
該当なし					
参考指標	○参考指標1 「一般会計税収の推移」 (https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a03.htm)				
	○参考指標2 「一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移」【再掲（総1-1：参考指標1）】				
	○参考指標3 「歳入（一般会計）構成の推移」 (https://www.mof.go.jp/budget/fiscal_condition/basic_data/201904/sy3104b.html)				
政策目標に係る予算額	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度当初	令和2年度行政事業レビュー番号
上記の政策目標に関連する予算額はありません。					
担当部局名	主計局（総務課）、主税局（総務課）		政策評価実施予定時期	令和3年6月	

- 政策目標 2 - 1 : 経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実

政策目標の内容及び 目標設定の考え方

経済の好循環を確実なものとするため、令和 2 年度税制改正を着実に実施していきます。また、総合目標 2 において述べたとおり、「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、我が国の経済社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、各年度の税制改正作業等に取り組みます。

併せて、税制全般に対する国民の理解が深まるよう、税制に関する広報に取り組んでいきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政2-1-1：経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討

政2-1-2：税制についての広報の充実

関連する内閣の基本方針

- 「第 201 回国会 総理大臣施政方針演説」(令和 2 年 1 月 20 日)
- 「第 201 回国会 財務大臣財政演説」(令和 2 年 1 月 20 日)
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2019」(令和元年 6 月 21 日閣議決定)
- 「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」(令和元年 9 月 26 日税制調査会)
- 「諮問」(令和 2 年 1 月 10 日税制調査会)
- 「令和 2 年度税制改正の大綱」(令和元年 12 月 20 日閣議決定)

施策

政2-1-1：経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討

取組内容

令和 2 年度税制改正については、「令和 2 年度税制改正の大綱」において、①持続的な経済成長の実現に向け、オープンイノベーションの促進及び投資や賃上げを促すための税制上の措置並びに連結納税制度の抜本的な見直し、②経済社会の構造変化を踏まえ、全てのひとり親家庭の子どもに対する公平な税制の実現及び N I S A (少額投資非課税) 制度の見直し、③国際課税制度の見直し、④納税環境の整備等を決定したところです。

これらの措置を実施するため、「所得税法等の一部を改正する法律案」を第 201 回国会に提出したところであり、成立後は、その内容について周知徹底を図るなど着実に実施していきます。

さらに、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」に基づき、税体系全般にわたる見直しを進めます。令和 2 年度税制改正に引き続き、税制調査会(用語集参照)の議論や答申(「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」)などを踏まえながら、個人所得課税については一人ひとりの個人が老後の生活に備えるための準備を公平に支援するための税制の構築、資産課税については資産移転の時期の選択に中立的な制度の構築、法人課税についてはグローバル化に対応した法人課税のあり方について検討を進めます。国際課税については、国際的な租税回避や経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題への対応の検討を進めます。その他、経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制を検討します。

なお、租税特別措置については、要望時において各府省庁に対し、「政策の達成目標」の実現

	<p>状況など各府省庁が行った政策評価の結果を記載した要望書の提出を求め、税制改正案の立案に向けた各府省庁等との議論の材料とします。その際、各府省庁の要望に関して、①政策目的と整合的な手段として税制が機能するか、②明確かつ形式的な要件が設定でき税制として成り立つか、また執行可能であるか、③税制措置により国の歳入にどのような影響を与えるか、などの点について検証を行います。また、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく租税特別措置の適用実態調査の結果も活用し、必要な見直しを行います。</p>
定性的な測定指標	
<p>【主要】 政2-1-1-B-1：令和2年度税制改正の着実な実施と令和3年度税制改正の検討</p>	
<p>(令和2年度目標)</p> <p>令和2年度税制改正を着実に実施していきます。また、我が国の経済社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、令和3年度税制改正の内容を検討していきます。</p>	
<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、我が国の経済社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、各年度の税制改正作業等に取り組む必要があるためです。</p>	
今回廃止した測定指標とその理由	
<p>該当なし</p>	
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ○参考指標 1 「所得・消費・資産等の税収構成比の推移（国税）」 ○参考指標 2 「国民負担率（対国民所得比）の内訳の国際比較」 ○参考指標 3 「税制改正（内国税関係）による増減収見込額」 ○参考指標 4 「個人所得課税の税率等の推移」 ○参考指標 5 「個人所得課税の実効税率の国際比較（夫婦子2人（片働き）の給与所得者）」 ○参考指標 6 「法人税率の推移」 ○参考指標 7 「法人実効税率の国際比較」 ○参考指標 8 「国民所得に占める消費課税（国税・地方税）の割合」 ○参考指標 9 「付加価値税率（標準税率及び食料品に対する適用税率）の国際比較」 ○参考指標 10 「相続税の主な改正の内容」 ○参考指標 11 「主要国の相続税の負担率」 ○参考指標 12 「一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移」【再掲（総1-1：参考指標1）】 ○参考指標 13 「税収比率の推移」【再掲（総2-1：参考指標1）】 ○参考指標 14 「一般会計税収の推移」【再掲（総2-1：参考指標2）】
施策	<p>政2-1-2：税制についての広報の充実</p>
取組内容	<p>税は国民生活と密接に関わるものであることから、税制に関する分かりやすい広報に積極的に取り組み、税制全般に対する国民の理解が深まるよう努めます。具体的には、パンフレットの作成・配布、ウェブサイトを通じた情報提供、全国各地における講演、税制メールマガジンの配信等の広報活動を行います。</p> <p>さらに、国際社会に対して積極的な情報発信を行っていく観点から、英語版パンフレット・ウェブサイトの充実や外国プレス等への説明等の広報活動も行います。</p> <p>税制についての広報の充実に関して、以下の測定指標を設定し、財務省の税制関連ウェブサイトへのアクセスの容易さやわかりやすさの改善を目指します。</p>

定量的な測定指標

[主要] 政2-1-2-A-1：税制メ ールマガジン登録者 数 (単位：人)	年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度目標値
	目標値	増加	増加	増加	増加	増加
実績値	29,771	30,667	31,206	N.A	/	
<p>(注) 令和元年度実績値は、令和2年6月までにデータが確定するため、令和元年度実績評価書において掲載予定 です。</p> <p>(出所) 大臣官房文書課広報室調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>税制全般に対する国民の理解が深まるように、広報の充実を行った結果を税制メールマガジン登 録者数で測定するために指標を設定しました。更に国民の皆様が税制メールマガジン登録をしてい ただくため、目標値として「増加」と設定しました。</p>						
政2-1-2-A-2：財務省 の税制関連ウェブサ イトに関する評価(内 容の分かりやすさ) (単位：%)	年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度目標値
	目標値	—	70	80	80	80
実績値	66.1	79.3	72.1	N.A	/	
<p>(注1) 令和元年度実績値は、令和2年6月までにデータが確定するため、令和元年度実績評価書において掲載予定 です。</p> <p>(注2) 数値は、財務省の税制関連ウェブサイトのアンケート調査において、「分かりやすかった」から「分かりに くかった」の5段階評価で上位評価(「分かりやすかった」及び「まあまあ分かりやすかった」)を得た割合 です。</p> <p>(出所) 主税局総務課調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>国民に対する税制に関する広報を充実させる観点から、税制関連ウェブサイトの分かりやすさを 測定するために指標を設定しました。平成30年度の実績値が「72.1」であり、税制関連ウェブサ イトの充実を一層図るため、目標値として「80」と設定しました。</p>						
政2-1-2-A-3：税制に 関する説明会の開催	年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度目標値
	目標値	47都道府県 で実施	47都道府県 で実施	47都道府県 で実施	47都道府県 で実施	47都道府県 で実施
実績値	47都道府県	47都道府県	47都道府県	N.A	/	
<p>(注1) 令和元年度実績値は、令和2年6月までにデータが確定するため、令和元年度実績評価書において掲載予定 です。</p> <p>(注2) 「社会保障と税の一体改革に関する説明会」として開催していた説明会については、令和2年度以降、「税 制に関する説明会」として開催します。</p> <p>(出所) 主税局総務課調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>税制全般に対する国民の理解が深まるよう、広報の充実を行った結果を説明会の開催状況により 測定するために指標を設定しました。全国に幅広く積極的に広報を行っていくため、目標値として 「47都道府県で実施」と設定しました。</p>						

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標	○参考指標1「財務省ウェブサイトの税制に関するページへのアクセス件数」
-------------	-------------------------------------

政策目標に係る予算額	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度当初	令和2年度行政事業 レビュー番号
(項) 税制企画立案費	154,082千円	152,796千円	161,919千円	160,632千円	
(事項) 税制の企画及 び立案に必要な経費	154,082千円	152,796千円	161,919千円	160,632千円	
内 諸外国の税制に 関する調査	23,766千円	23,766千円	25,754千円	25,754千円	0004

(注) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標2-1に係る予算額を記載しています。

担当部局名	主税局（総務課、調査課、税制第一課、税制第二課、税制第三課、参事官室）	政策評価実施予定時期	令和3年6月
--------------	-------------------------------------	-------------------	--------

○ 政策目標 5 - 2 : 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

自由貿易は世界経済成長の源泉であり、力強い経済成長を実現するためには、自由貿易体制を強化し、諸外国の活力を我が国の成長に取り込む必要があります。この点につき、第201回国会における内閣総理大臣施政方針演説は「自由貿易の旗手として、二十一世紀の経済秩序を世界へと広げてまいります。」としています。さらに、「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえ、海外の成長市場の取り込みを図るため、経済連携交渉を戦略的かつスピード感を持って推進することが求められています。

財務省としては、関係省庁と連携しつつ、WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進していきます。

また、税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につながります。こうした観点から、各国における貿易手続の改善を通じたビジネス環境の改善に積極的に関与していきます。具体的には、WCO（世界税関機構：用語集参照）等の国際機関、APEC（アジア太平洋経済協力：用語集参照）等の地域協力の枠組み、EPA（経済連携協定：用語集参照）及び外国税関当局との協力の枠組みにおいて、税関手続の国際的調和・簡素化や税関分野における安全・安心の確保に向けた取組がなされており、これらの取組にも積極的に貢献していきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政5-2-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進

政5-2-2：税関分野における貿易円滑化の推進

関連する内閣の基本方針

- 「第201回国会 総理大臣施政方針演説」（令和2年1月20日）
- 「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）
- 「総合的なTPP等関連政策大綱」（令和元年12月5日TPP等総合対策本部決定）

施策 政5-2-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進

取組内容

財務省としては、引き続き、関係省庁と連携しつつ、以下の取組を進めていきます。

A WTOにおける取組

WTOは世界の多角的自由貿易体制の要です。一部の国で見られる保護主義的な動きに対応すると同時に、我が国の国内産業への適切な配慮を行うため、従来から我が国は、他国のWTO協定違反行為に対する紛争解決手続への付議、セーフガード措置等の活用、貿易政策検討会合での議論等、様々なWTOの政策手段を通じた多角的自由貿易体制の維持・強化への取組を進めてきました。

ドーハ・ラウンド交渉（用語集参照）の一分野である貿易円滑化交渉の成果として平成29年2月に発効した、WTO貿易円滑化協定（用語集参照）について、財務省としては、受諾した各国において協定が適切に実施されるよう、各国・関係する国際機関等と連携して取り組むとともに、引き続き未受諾国の受諾に向けた取組を促してまいります。

加えて近年のWTOが、保護主義や不公正な貿易慣行、及び、技術革新等がもたらす新たな課題に十分に対応できていないことを踏まえ、WTO改革に向けた取組が行われています。例えば、上級委員会を含む紛争解決手続の改革、電子商取引の貿易関連の側面に関する国際的なルール作り等について、令和2年6月にカザフスタンで開催予定の第12回WTO閣僚会議に向けて加盟国間で議論が継続しています。財務省としては、こうした議論に、主に関税制度・通関制度を所管する立場から貢献してまいります。

財務省としては、引き続き関係省庁と連携しつつ、多角的自由貿易体制の維持・強化に向けた議論に積極的に参画・貢献してまいります。

B 経済連携の推進に係る取組

我が国では、令和2年3月現在、21か国・地域との間で18の経済連携協定（EPA）が署名又は発効済みです。

TPP（用語集参照）交渉については、平成29年1月に米国が離脱を宣言した後、我が国が議論を主導し、平成30年3月に11か国で署名が行われ、平成30年12月30日にTPP11協定（CPTPP）として発効しました。令和2年3月現在、メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア、ベトナムの7か国で発効しています。TPPのもつハイスタンダードを維持しつつバランスの取れた内容となっており、アジア太平洋地域に自由で公平な21世紀型のルールを作っていく上で、大きな一歩を踏み出しました。

また、日EU・EPA（用語集参照）は、平成29年7月に大枠合意、同年12月に交渉妥結、平成30年7月に署名に至り、平成31年2月に発効しました。日EU・EPAは、世界中で保護主義の動きが広まる中で、日本とEUが自由貿易の旗手としてその旗を高く掲げ、自由貿易を力強く前進させていくとの揺るぎない政治的意思を全世界に対して示すものです。

さらに日米貿易協定・日米デジタル貿易協定（用語集参照）は、令和元年9月に最終合意、同年10月に署名に至り、令和2年1月に発効しました。これらの協定の締結によって、我が国とアメリカ合衆国との間の物品、デジタル貿易が促進され、両国間の経済的な結びつきがより強固になることを通じ、両国経済が一段と活性化し、ひいては両国関係全般が一層緊密化することが期待されます。

また、RCEP（用語集参照）は、令和元年11月の首脳会議において、参加15か国が、全20章に関する条文ベースの交渉及び基本的に全ての市場アクセス上の課題への取組みを終了したことに留意し、2020年のRCEP協定の署名のために法的精査を開始することとなりました。また、インドの未解決の課題の解決に向けてすべての交渉参加国が共に作業していくことに合意しました。日本は同首脳会議において、RCEP協定の署名を2020年に実現させるべく引き続き主導的な役割を果たす決意を表明しました。

日英間の経済パートナーシップについては、2020年末にEU離脱の移行期間が終了することに伴い、同年6月に交渉開始、8月には外務大臣・英国国際貿易大臣間で主要論点について認識の一致に至り、9月11日に大筋合意に達しました。日英経済パートナーシップは、日英両国間の貿易・投資の一層の拡大につながるものであり、両国ビジネスの円滑な継続の確保の観点から、2021年1月1日の発効を目指し、残された作業を進めています。その他の経

	<p>済連携についても、交渉を引き続き推進していきます。</p> <p>これらの経済連携の推進については、「成長戦略フォローアップ」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）においても、「交渉中の R C E P の年内署名及び早期発効を目指すとともに、日英間の経済パートナーシップの構築に速やかに取り組む。日トルコ E P A、日中韓 F T A を含むその他の経済連携交渉を戦略的かつスピード感を持って推進する。また、世界経済が甚大な影響を受けている中にあっても、保護主義に陥ることなく、経済連携交渉等に取り組むことにより、ルールに基づく自由で公正な経済秩序の構築を引き続き目指し、世界経済の持続的成長につなげる。」こととされています。</p> <p>こうした政府全体の方針を踏まえ、引き続き、主に関税制度・通関制度を所管する立場から、これらの交渉及び必要な関係法令の整備等を着実に進めることで、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進していきます。</p> <p>(参考) E P A 交渉の状況 (令和 2 年 3 月現在)</p> <p>https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/torikumi.htm</p>
--	---

定性的な測定指標

【主要】 政5-2-1-B-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進

(令和 2 年度目標)

W T O や E P A 交渉等における我が国の国益実現のため、財務省所管物品等の関税交渉や、関税関係法令をはじめ財務省が所管する制度等を通じた交渉への貢献を行います。

(目標の設定の根拠)

主に関税制度・通関制度を所管する立場から、多角的自由貿易体制の維持・強化への取組に貢献するとともに、E P A 交渉及び必要な関係法令の整備等を着実に進めるため、目標として設定しました。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

○参考指標「F T A / E P A 交渉会合開催数、交渉妥結数、署名数及び発効数」

施策 政5-2-2：税関分野における貿易円滑化の推進

取組内容

税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献するものであり、ひいては日系企業の海外展開の側面支援にもつながるものです。こうした中、平成 29 年 2 月に発効した W T O 貿易円滑化協定の途上国における円滑な実施を実現する観点も踏まえ、この施策を重点施策として進めていきます。

A 途上国の税関行政近代化への取組

安全・安心な社会の実現に配慮しつつ、開発途上国における税関行政の近代化を通じ、貿易円滑化を図るべく、地理的・経済的な関係性が深い A S E A N 諸国を中心とした関税技術協力を行っています。具体的には、日本に途上国税関の職員を招へいする受入研修、日本の税関職員を専門家として途上国に派遣する専門家派遣等によって人的（知的）支援を実施すると共に、特に W C O に対しては技術協力に特化した資金的貢献も行っています。

税関を取りまく環境変化を踏まえつつ、限られた人員・予算の中、より効果的・効率的な関税技術協力を実施するためには、中期的な戦略が必要であり、①安全・安心な社会の実現に向けた支援、②貿易円滑化の推進に向けた支援、③各国税関当局との関係構築・強化に向

けた支援の3つを優先支援分野としております。中でも①については、大きな重点を置いており、全体の半分程度のリソースを投入していきます。特にWCOが実施しているセキュリティの向上に係る世界的な施策については、人的・資金的な貢献を継続します。また、②については、日系企業の海外展開の側面支援の観点から、広域EPA等によって複雑化する原産地規則、通関を迅速化しながらも適正公平な徴税を確保する輸入事後調査（用語集参照）、及び税関管理の一層の効率化を図るリスクマネジメント等に係る支援を引き続き実施します。また、日本の支援によりベトナム及びミャンマーに導入されたNACCS（用語集参照）をベースとした通関システムの着実な運用と活用を支援します。開発途上国の多くは、近年のWTO貿易円滑化協定発効や重層的なEPAの導入によって複雑化・高度化する規定の実施に困難性を抱えており、技術支援の世界的なニーズが増々高まっているところです。これを踏まえ我が国は、途上国の税関行政近代化に向けた支援に、引き続き取り組んでいきます。

B WCOにおける取組

WCOでは、改正京都規約（用語集参照）やWTO貿易円滑化協定をはじめとした、税関分野における貿易円滑化のための国際的な枠組の実施について、加入国・地域間で定期的に検討を行っており、また、途上国に対しては、これらの実施のための技術協力を行っていません。

改正京都規約については、平成11年の採択以来、20年ぶりの見直しを行っており、税関を取り巻く環境の変化を踏まえた規定の更新・追加により、さらなる国際貿易の円滑化の実現に向けて取り組んでいきます。

C 地域協力の枠組みにおける取組

我が国とアジア太平洋地域との間の地域協力の枠組みであるAPEC、さらに我が国を含むアジア地域と欧州との間の地域協力の枠組みであるASEM（アジア欧州会合：用語集参照）等の枠組みについても、貿易円滑化を推進する観点から積極的に活用します。

令和2年度は、APECでは、貿易・渡航円滑化や水際取締の強化に向けたキャパシティビルディング（途上国の能力構築）支援の実施を通じ、貿易円滑化及び地域経済統合等の実現に向けて積極的に貢献していきます。

ASEMでは、ASEM関税局長・長官会合（令和元年10月、ベトナム開催）で決定した優先活動項目において、「先端技術を活用した効果的・効率的な水際取締り」のアジア側コーディネーターを務めるなど、ASEM域内における貿易・渡航円滑化の推進に引き続き貢献していきます。

ロシアとの間では、平成29年4月に日露局長級税関協力会議が開催され、税関協力と貿易円滑化に関する協力覚書が署名されました。本協力覚書は、両国の税関当局間で、リスクの低い輸出者に関する情報、摘発情報等の交換や、専門家対話の設置等をその内容としています。令和元年度には、同覚書に基づき、貿易円滑化等の分野における実務レベルの協力を推進しました。引き続き貿易円滑化等の協力に取り組んでいきます。

中国及び韓国との間では、平成29年11月に開催された第6回日中韓3か国関税局長・長官会議において更新した「日中韓3か国税関の協力に係る行動計画」に基づき、3か国税関当局の協力強化の取組を進めています。令和元年度は、密輸情報、知的財産、AEO、税関手続の分野における実務レベルの協力を推進しました。引き続き、貿易の安全確保と円滑化という各国共通の目標に向け、2国間及び3か国間の良好な協力関係を維持するとともに、

行動計画を着実に実施するよう取り組んでいきます。

D EPAにおける取組

我が国が締結したEPAにおいては、貿易円滑化を推進する観点から、税関手続の透明性の向上や迅速化・簡素化、税関当局間の協力等に関する規定が盛り込まれています。今後のEPA交渉においても、税関手続や貿易円滑化に関する規定について、既に発効しているWTOの貿易円滑化協定の内容を上回る規定を目指すことなどにより、我が国企業の経済活動を後押ししていきます。

E 税関当局間の情報交換等に関する取組

国際物流の拡大に伴い、不正薬物、銃砲及び知的財産侵害物品（用語集参照）等の密輸が後を絶たない状況です。こうした不正薬物等の水際における取締りをより効率的に推進するため、他国の税関当局との間で、関連する情報の交換等の相互支援や、また、貿易円滑化の取組を含む協力関係の強化を定めた政府間協定（税関相互支援協定：用語集参照）等の枠組みを、EU及びその加盟国や、韓国、豪州等アジア・大洋州地域の主要国等と構築しています。さらに、これまで署名・発効している多くのEPAには、税関相互支援協定と同様、水際取締りのための情報交換の規定を盛り込んでいます。我が国は、こうした情報交換等に関する枠組みを36か国（地域）と構築しているところ、現在政府間で、アルゼンチン、ウルグアイ、ボリビア、セネガル、ベラルーシ及びイランとも早期署名に向けて交渉を行っています。他方で、税関相互支援協定は、機密性の高い情報を交換するための枠組みとして、各交渉相手国における情報管理体制を確認することも不可欠です。今後も情報交換ネットワークの拡大等に向け、これまで構築に向けた取組が必ずしも十分ではなかった地域（中南米・アフリカ等）の国を中心に、情報管理体制等を慎重に確認しつつ、各国との情報交換の枠組み構築に向け努力していきます。

定量的な測定指標

政5-2-2-A-1： 税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域数 (単位：国・地域)	年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度 目標値
目標値		32	34	前年より増加	前年より増加	前年より増加
実績値		31	34	34	36	

(出所) 関税局参事官室（国際交渉担当）調

(目標値の設定の根拠)

税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域の数を増加させることで、不正薬物等の水際における取締りをより効果的に推進することができるため、測定指標として設定しました。

定性的な測定指標

[主要]

政5-2-2-B-1：税関分野における貿易円滑化の推進

(令和2年度目標)

税関分野における技術協力、WCOをはじめとする国際機関等での取組、EPAにおける税関協力や税関相互支援協定の締結等の取組を通じた貿易円滑化の推進への貢献を行います。

(目標の設定の根拠)	
税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につながるものであるため、指標として設定しました。	
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標1「研修・セミナーの実施状況（関税技術協力）」 ○参考指標2「改正京都規約に係る締約国数」

政策目標に係る予算額	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度当初	令和2年度行政事業レビュー番号
(項) 関税制度等企画立案費	49,162千円	55,293千円	50,117千円	47,492千円	
(事項) 経済連携等の推進に必要な経費	49,162千円	55,293千円	50,117千円	47,492千円	行政事業レビューの対象外

(注) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標5-2に係る予算額を記載しています。

担当部局名	関税局（参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、経済連携室）	政策評価実施予定時期	令和3年6月
--------------	--------------------------------------	-------------------	--------